

内閣参質二一〇第六三号

令和四年十二月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員羽田次郎君提出外国人「定住者」が持つ再入国許可証の機能向上に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員羽田次郎君提出外国人「定住者」が持つ再入国許可証の機能向上に関する質問に対する答  
弁書

一及び二について

お尋ねの「再入国許可証」の意味するところが必ずしも明らかではないが、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二十六条第二項に規定する再入国許可書に御指摘の「本人情報を二行情報として書き込む」ことが可能かについて、今後検討する予定である。